

# 固定式加圧水噴霧装置を備えるロールオン・ロールオフ区域等からの排水に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

固定式加圧水噴霧装置を備えるロールオン・ロールオフ区域等からの排水に関する事項

## 改正理由

2006年に紅海で発生したパナマ船籍フェリーのアル・サレム・ボッカチオ98号の火災消火の際の転覆事故を契機として、IMO 防火小委員会においてロールオン・ロールオフ区域における消火水の滞留防止について検討が行われた。この結果、2008年5月に開催されたIMO 第84回海上安全委員会(MSC84)において、固定式加圧水噴霧装置を備えるロールオン・ロールオフ区域等について、排水能力の強化及び排水装置の閉塞防止措置を要求するSOLAS 条約第II-2章第20規則の改正が、決議MSC.256(84)として採択された。

今般、決議MSC.256(84)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 閉囲された車両積載区域又はロールオン・ロールオフ区域において、固定式加圧水噴霧装置を設ける場合には、排水装置の閉塞を防止する措置を講じなければならない旨規定した。
- (2) 2010年1月1日前に建造された船舶に対する遡及適用について、2010年1月1日以降の最初の検査までに必要な処置を講じ、確認検査を受ける旨規定した。